道路室

目　　　　　　　　　　　　　次

(1) 総務グループ（道路整備課）

(2) 計画グループ（道路整備課）

(3) 建設グループ（道路整備課）

(4) 幹線道路グループ（道路整備課）

(5) 管理グループ（道路環境課）

(6) 環境整備グループ（道路環境課）

(7) 交通安全施設グループ（道路環境課）

事　　務　　執　　行　　概　　要

道路室では、成長・活力の実現、安全・安心の強化、都市魅力の向上と住みよい環境づくりに向けて、道路ネットワークの機能強化や慢性的な交通渋滞の解消に向けた道路、街路事業の推進、利用しやすい高速道路料金体系の実現に向けた取組、橋梁の耐震化や無電柱化などの防災対策の充実や強化、道路施設の予防保全を中心とした戦略的な維持管理、通学路などの交通安全対策の推進、広域的な自転車通行環境の充実など、総合的な道路政策の取組みを行った。

予　算　執　行

　　予算の執行にあたっては、地方自治法及び大阪府財務規則その他の関係法令を遵守し、行政効果の向上に常に留意しつつ、下記のとおり適正かつ効率的な予算執行に努めた。

(ｱ) 歳　　　　入

当該年度の歳入額は、一般会計139億6,899万4250円であり、その内容は次のとおりである。

一般会計

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 収　入　済　額 | 収入比率 | 備　　　　　考 |
| 負担金 | 円312,133,244本課収入33,065,039予算執行機関収入279,068,205 | ％2.2 | ・道路事業に伴う負担金 |
| 使用料 | 円2,602,468,987予算執行機関収入2,602,468,987 | ％18.6 | ・道路占用料 |
| 科　　目 | 収　入　済　額 | 収入比率 | 備　　　　　考 |
| 手数料 | 円16,871,000本課収入16,871,000 | ％0.1 | ・特殊車両通行許可申請手数料 |
| 国庫補助金 | 円10,071,210,790本課収入10,071,210,790 | ％72.1 | ・道路事業等に伴う国庫補助金 |
| 不動産売払収入 | 円2,521,812予算執行機関収入2,521,812 | ％　 0.0 | ・未利用地処分に係る売払収入 |
| 物品売払収入 | 円4,067,294予算執行機関収入4,067,294 | ％0.0 | ・道路の維持管理上で排出された鉄くず等のスクラップ処分 |
| 寄附金 | 円700,000予算執行機関収入700,000 | ％0.0 | ・光の回廊づくり「アドプト・ライト・プログラム」道路照明灯の維持管理費への協賛等 |
| 基金繰入金 | 円286,097,350本課収入286,097,350 | ％2.1 | ・彩都関連事業に伴う公共施設等整備基金繰入金 |
| 科　　目 | 収　入　済　額 | 収入比率 | 備　　　　　考 |
| 貸付金元利収入 | 円427,543,006本課収入427,543,006 | ％　 3.1 | ・貸付金償還金 |
| 受託事業収入 | 円237,215,875予算執行機関収入237,215,875 | ％1.7 | ・道路事業等に伴う受託金 |
| 雑入 | 円8,164,892本課収入9,900予算執行機関収入8,154,992 | ％0.1 | ・歩道橋ネーミングライツ事業等に伴う収入　　　　　　 |
| 合　　　計 | 円13,968,994,250本課収入10,834,797,085予算執行機関執行3,134,197,165 | ％100.0 |  |

(ｲ) 歳　　　　出

当該年度の歳出額は、一般会計363億2,840万1,090円であり、その内容は次のとおりである。

一般会計

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科　　目 | 執　行　済　額 | 執行比率 | 備　　　　　考 |
| 都市整備総務費 | 円21,680,232本課執行21,680,232 | ％0.0 | ・日本道路交通情報センターへの業務委託等事業執行に必要な経費 |
| 道路橋りょう費 | 円36,202,369,002本課執行1,919,161,911部内他課執行71,027,654予算執行機関執行34,038,411,280他部局執行173,768,157 | ％99.7 | ・道路交通量調査・管内国府道の舗装道補修事業等維持管理・管内国府道の道路改良事業等道路整備、交通安全施設等整備事業、国直轄事業負担金・管内国府道の橋りょう補修事業・管内国府道の橋りょう新設事業・（独）日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資金・街路事業等 |
| 交通対策費 | 円103,370,300他部局執行103,370,300 | ％0.3 | ・総合都市交通体系調査費に伴う経費 |
| 一般管理費 | 円981,556本課執行981,556 | ％0.0 | ・非常勤職員雇用に必要な事務費 等 |
| 合　　　計 | 円36,328,401,090本課執行1,941,823,699部内他課執行71,027,654予算執行機関執行34,038,411,280他部局執行277,138,457 | ％100.0 |  |

(1)　総務グループ

室の人事管理、予算執行、一般庶務、職員の衛生管理に関する事項等の適正な執行に努めるとともに、道路事業の円滑な推進を図るための室内外の連絡調整に努めた。

**ア．人事管理**

服務規律の厳正を期し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務の遂行を期すとともに、職場の明朗化と事務処理効率の向上に努めた。

**イ．職員の衛生管理**

常に職場環境の整備改善を図り、室員の健康保持と疾病予防に努めた。

**ウ．事務執行概要**

①　歳　　　入　　※令和２年度、元年度の金額は、交通道路室としての金額を記載。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 収　入　状　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 道路橋りょう費補助金 | 道路、街路事業等に伴う国庫補助金 | 円　　　　　　　　　9,967,840,490（本課収入）令和２年度16,233,651,718令和元年度17,399,080,621 | 道路法等 |
| 都市計画費補助金 | 総合都市交通体系調査に伴う国庫補助金 | 円103,370,300（本課収入）令和２年度1,900,000 | 道路法 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 収　入　状　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 都市整備費雑入 | 行政文書等複写費用　他 | 9,900円（本課収入）令和２年度19,529令和元年度14,442 |  |

②　歳　　　出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 都市整備総務費＜建設事業事務費＞＜市町村指導監督費＞ | 日本道路交通情報センターへの業務委託等事業執行に必要な経費を支出 | 21,680,232円（本課執行）令和２年度27,918,044令和元年度28,056,134 |  |
| 各種協会負担金＜道路橋りょう費＞ | 都市の健全な発展と交通網の整備事業を円滑に遂行し、また、道路改良事業等各種事業の企画調査研究及び視察事業等を行うため各種協会及び団体に加入し、併せて道路整備の促進を期するなどの目的で、各協議会等に対して、会費又は負担金を支出 | 630,947円440,947（本課執行）190,000(他部局執行)令和２年度486,310令和元年度685,543 |  |
| 事　業　名 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 国直轄事業負担金＜道路橋りょう費＞ | 国土交通大臣が管理する国道1号、26号、163号等の改築等に要する経費及び八尾空港の滑走路及び誘導路等の更新・改良に要するに対し、地元負担金を支出 | 1,703,210,678円（本課執行）令和２年度1,720,829,219令和元年度1,735,894,909 | ・高速自動車国道法施行令・道路法施行令・交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令・電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令・空港法・地方財政法 |
| 一般管理費 | 非常勤職員の雇用に必要な事務費や新任職員等の赴任旅費を支出 | 981,556円（本課執行）令和２年度2,690,185令和元年度1,173,782 |  |

(2)　計画グループ

大阪府の道路政策を推進するため、主に次の業務を行った。

・道路室予算の確保に加え、国の補助・交付金制度について、大阪府（府内市町村含む）の実態に即した配分や重点化が図られるよう提案を行うとともに、今後の道路政策について調整した。

・地域の将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を定める「新広域道路交通ビジョン」を取りまとめるとともに、ビジョンを踏まえ中長期的な視点で広域道路ネットワーク計画等を盛り込んだ「新広域道路交通計画」を策定した。

・今後の道路政策に必要な基礎資料を得るため、全国道路交通情勢調査を実施した。

・総合的な都市交通計画を推進するため、近畿圏における、「人の動き」を総合的に調べるパーソントリップ調査を実施した。

・2025年大阪・関西万博を契機として、国内外からの来阪者など多様な自転車利用者が、広域的に安全、快適に周遊できる環境の創出に向けて、自転車の通行環境の充実を図るための検討を行うとともに、大阪市・堺市など関係機関との調整を図るための連携会議を実施した。

・大規模商業施設等の沿道立地が原因である道路渋滞を未然に防ぐため、関係法令を所管する庁内関係部局と協議し、対策のための取組み方針をとりまとめた。

・来訪者が歴史街道を知り、歩いて親しみ、その魅力に触れてもらう取組みや、コロナ禍においても安定して実施できるデジタルスタンプラリー、動画配信を用いた地域内外への魅力発信など、日本遺産竹内街道・横大路（大道）において、沿道地域の活性化につながる活動を行った。

・災害発生時における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図るため、踏切道改良促進法（R3.4改正）の指定踏切道（第1弾）及び指定候補踏切道について、鉄道事業者と協議を行い、災害時に踏切道を開放するまでの手順、関係機関への連絡体制を示す「地方踏切道災害時管理方法」を策定した。

**ア．事務執行概要**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　事　業　名 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 交通安全施設等整備費＜道路橋りょう費＞ | 国内外からの来阪者など多様な自転車利用者が、広域的に安全、快適に周遊できる環境の創出に向けて、自転車の通行環境の充実を図るための検討を実施 | 円17,999,60013,879,000(予算執行機関執行)4,120,600(他部局執行)令和２年度14,465,000 |  |
| 【新規】道路橋りょう等調査費＜道路橋りょう費＞ | 整備計画の立案等、今後の道路行政の基礎資料を得るため、全国道路交通情勢調査を行った。 | 円83,284,00077,672,900 (予算執行機関執行)5,611,100(他部局執行) |  |
| 総合都市交通体系調査費＜交通対策費＞ | 総合的な都市交通計画を推進するため、近畿圏における、「人の動き」を総合的に調べる、パーソントリップ実態を調査 | 円103,370,300(他部局執行)令和元年度5,700,000 |  |
| 一般自動車道関連事業費＜道路橋りょう費＞ | 一般自動車道に係る測量・調査・工事等に伴う他人の土地への立入許可等に関する事務の、市町への権限移譲に伴う交付金の支払 | 円193,000(本課執行)令和2年度210,000令和元年度188,000 |  |

1. 歳　　　出

(3)　建設グループ

大阪・関西の成長や府民の安全・安心なまちづくりをめざし、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金等により、府内の道路網の骨格となる都市計画道路及び国道、府道60路線の整備を継続して実施した。

令和３年度は、都市計画道路については、都市計画道路十三高槻線（正雀工区）、大県本郷線、三国塚口線の整備や泉州山手線などの事業を推進した。

国道については、和歌山県との府県間道路となる国道371号（石仏バイパス）や、府域の環状線機能強化のため、国道170号（若樫工区）の４車線化の整備を推進した。また、府道については、茨木摂津線（大岩線）が供用したほか、茨木亀岡線（西河原西交差点）の立体交差化などを着実に推進した。

また、府域全体の社会資本整備を推進するため、府内市町村が施行する道路・街路事業の指導監督を行った。

**ア．事務執行概要**

①　歳　　　入

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 収　入　状　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 道路改良事業受託金 | 国道371（石仏バイパス）道路改良事業に伴う和歌山県等からの受託金収入 | 円155,857,400（予算執行機関収入）令和２年度15,210,675令和元年度43,843,577  | 協定による |
| 街路事業使 用 料 | 国道423号等の行政財産使用料からの収入 | 円123,984,642（予算執行機関収入）令和２年度100,587,657令和元年度48,575,097 | 大阪府公有財産規則 |
| 街路事業負担金 | 十三高槻線の電線共同溝整備工事に伴う関西電力等からの負担金収入 | 円7,650（予算執行機関収入）令和２年度4,769,524 | 街路事業負担金 |
| 街路事業受託金 | 大和川線関連事業に伴う堺市からの受託金収入 | 円34,265,830（予算執行機関収入）令和２年度466,551,108　 令和元年度523,517,974 | 協定による |
| 道路改良事業基金繰入金 | 　彩都関連事業に伴う都市再生機構等からの収入 | 円286,097,350（本課収入）令和元年度37,716,800　 |  |
| 道路改良事業不動産売払収入 | 　伏見柳谷高槻線の未利用地処分による収入 | 円1,235,082(予算執行機関収入)令和２年度3,205,000　 |  |
| 【新規】街路事業不動産売払収入 | 　堺港大堀線の未利用地処分による収入 | 円1,286,730(予算執行機関収入) |  |

②　歳　　　出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 道路改良費＜道路橋りょう費＞ | 社会資本整備総合交付金等により、国道371号外40路線の道路改良事業を実施 | 円11,543,935,598（本課執行）2,329,020（部内他室課執行）8,810,718（予算執行機関執行）11,429,060,123（他部局執行）103,735,737令和２年度10,668,605,700令和元年度11,430,445,405 |  |
| 街路費＜道路橋りょう費＞ | 　社会資本整備総合交付金等により、十三高槻線外18路線の街路築造工事等を実施 | 円4,033,825,985　 （本課執行） 707,702（部内他室課執行）5,373,018（予算執行機関執行）3,985,166,597（他部局執行）42,578,668令和２年度4,295,784,098令和元年度10,698,568,888 |  |

(4)　幹線道路グループ

広域道路ネットワークや都市高速道路ネットワークを形成する、府域の幹線道路の総合的な整備を推進するため、以下の業務を行った。

①道路整備事業に関する業務

・淀川左岸線（２期）事業

・淀川左岸線延伸部事業

・大和川線事業

・信濃橋渡り線（西船場ジャンクション）事業

・新名神高速道路事業

・国道163号清滝生駒道路事業

・国道165号香芝柏原改良事業

・第二阪和国道事業

・第二京阪道路事業

・新御堂筋の機能強化に関する関係団体との調整

②大阪府道路公社に関する業務

・大阪府道路公社の貸付金業務

・大阪府道路公社の経営改善

・鳥飼仁和寺大橋有料道路のETCX導入に関する調整

・箕面有料道路の料金割引社会実験に関する調整

③その他の出資法人に関する業務
・阪神高速道路（株）の株主総会に関する業務
・本州四国連絡高速道路（株）の株主総会に関する業務

・阪神高速道路に関する出資・貸付

**ア．事務執行概要**

①　歳　　　入

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 区分 | 収　入　状　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 渋滞対策特定都市高速道路整備資金貸付金償還金 | 償還 | 阪神高速道路に係る渋滞対策特定都市高速道路整備事業に対し、平成13年～15年度に行った貸付のうち、今年度分の償還金の返済 | 円67,543,006（本課収入）令和2年度99,962,922令和元年度100,946,922 | 渋滞対策特定都市高速道路整備事業における大阪府道高速大和川線及び密接関連道路関連道路堺松原線の整備にかかる貸付金に関する基本協定 |
| 大阪府道路公社貸付金償還金 | 償還 | 箕面有料道路に係る無利子貸付金（平成14年度～19年度）のうち、今年度分の償還金の返済 | 円360,000,000（本課収入）令和2年度360,000,000令和元年度360,000,000 | 金銭消費貸借契約 |

②　歳　　　出

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　事　業　名 | 区分 | 執　行　状　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 阪神高速道路建設費＜道路橋りょう費＞ | 出資 | 阪神高速道路建設費等に係る出資を、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に対して実施 | 　円77,000,000（本課執行）令和2年度104,000,000令和元年度481,000,000 |  (独)日本高速道路保有・債務返済機構法 |

(5)　管理グループ

近年、道路をめぐる地域住民の要望は、ますます複雑多様化しており、道路を良好に維持管理し、安全性及び快適性を確保しつつ、その利用の効率化を図ることが重要である。

このため、道路の区域変更及び供用開始等の基本的な事務はもちろんのこと、公益物件収容の占用許可及び協議、さらには不用物件の処理等の財産管理事務を円滑に処理するとともに、道路パトロールを実施するなど、適正な道路管理に努めた。

また、特殊車両通行許可制度の申請に行政ⅮＸを取入れ、申請者の利便性向上及び業務の効率化に取り組んでいる。

**ア．道路の区域決定・変更、供用開始**

　　　道路の新設、改築工事等に伴う区域決定・区域変更及び供用開始を処理した。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 路　線　名 | 告　示　回　数 | 備　　　考 |
| 府道茨木亀岡線ほか | 令和３年４月１日付け大阪府告示第491号ほか41件 | 区域変更　35回供用開始　20回 |

**イ．道路の占用許可**

　　　道路は日常生活に不可欠であり、常時一般交通の円滑な機能を全うできるよう、その構造保全に努めているが、道路は単なる交通のためだけの施設ではなく、各種開発事業の発展に伴う上下水道管等公益物件の収容の場ともなっている。

　　　ついては、道路本来の使命である一般交通の用に供する機能を阻害しない範囲で、公益物件等の収容について道路法の規定に基づく占用の許可を行っている。これらの行為については、土木事務所長にその権限を委任している。

　**ウ．特殊車両の通行許可**

特殊な構造の車両、あるいは幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径が政令で定める最高限度を超える車両は、道路法第47条の２の規定に基づき、道路管理者が必要上やむを得ないと認める場合に限って、必要な条件を付して、通行を許可できるとされている。令和３年度に許可した件数は、次のとおりである。

なお、車両の大型化等から年々増加傾向にあることなど諸課題に対応するために、平成30年４月より、７土木事務所において処理していた通行許可事務を本庁に集約化している。

特殊車両通行許可件数

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 前年度繰越件数 | 受理件数 | 合計 | ３年度許可件数 | ３年度不許可件数 | 取下件数 | 次年度繰越件数 | 証紙手数料 |
| （件） | （件） | （件） | （件） | （件） | （件） | （件） | （円） |
| 221 | 5,563 | 5,784 | 5,416 | 12 | 0 | 356 | 16,871,000 |

**エ．都市計画法第32条の規定に基づく道路管理者への協議**

　　　沿道宅地造成等の開発許可を申請しようとするものから都市計画法第32条の規定により同意を求められたものについて処理した件数は次のとおりである。

　　　 協議者　法人　計６件

**オ．道路法の規定に基づく国有財産の処分等**

　　　現行道路法が施行（昭和27年）されるまでは、府道を始めとするすべての地方道は国の営造物であったため、道路敷地の所有形態はほとんど国有であった。

旧道路法当時に認定された道路が供用廃止されて不用物件となったときは、道路法、国有財産法等の規定に基づき処理することとなるが、財産処分は都道府県が行うこととされている。

○　道路法の規定に基づく譲与

　　　道路の不用物件である国土交通省所管国有財産の処分は、都道府県に委任されており、これに基づく道路法の規定による譲与件数は、次のとおりである。

　　　道路法第90条第２項に基づく譲与

|  |  |
| --- | --- |
| 申　請　者 | 件　　数 |
| 大　阪　市 | ２ |
| 茨　木　市 | ２ |
| 高　槻　市 | １ |
| 東 大 阪 市 | １ |

**カ．道路巡視状況**

　　　最近の交通量の増加により随所に交通渋滞が生じているほか、道路の損傷も著しいものがあるので、あらゆる道路機能の障害原因を除去して交通の確保を図ることが重要である。

　　　これに対処して、道路の損傷箇所、道路の不正使用等を早期に把握し、常時良好な状態に保つため、「大阪府道路監理員及び道路巡視員要領」及び「道路パトロール実施要領」に基づき、道路監理員を任命するとともにこれらの巡視を機動的に行えるよう、各土木事務所に道路パトロール車を配置して管理の万全を期している。

　　　なお、令和３年度の実施状況は、次のとおりである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 巡視キロ数 | 巡視延人数 | 措置件数 |
| 昼　間 | km265,030 | 人18,576 | 件17,877 |
| 夜　間 | 　　 32,036 | 2,175 |  　　　　896 |
| 合　計 | 297,066 | 20,751 | 　　　18,773 |

**キ．道路運送事務**

　　　路線を定める自動車運送事業について、道路運送法第91条の規定により、道路の構造及び設備に関する道路管理上の措置につき、近畿運輸局長（又は大阪陸運支局長）あて意見回答を行った件数は次のとおりである。

　　　 一般乗合旅客自動車運送事業に伴う意見回答 22件

**ク．事務執行概要**

①　歳　　　入

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 収　　入　　状　　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 道路橋りょう使　用　料 | 府内の所管道路において道路敷地の占用につき許可したものからの使用料収入 | 円2,478,484,345（予算執行機関収入）令和２年度2,467,046,822令和元年度2,493,947,535 | 道路法 |
| 道路橋りょう手　数　料 | 府内の所管道路において特殊な車両の通行の許可申請を受理したものからの手数料収入 | 円16,871,000（本課収入）令和２年度15,591,600令和元年度16,829,200 | 道路法 |
| 道路橋りょう費負担金 | 大阪府と和歌山県をまたぐトンネルの維持管理について「境界地の道路の管理及び費用負担に関する協定書」に基づく負担金の収入 | 円33,065,039　（本課収入）令和２年度15,273,376令和元年度13,749,624 |  |

②　歳　　　出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 執　　行　　状　　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 道路監理費＜道路橋りょう費＞ | 道路の不法占用並びに不法投棄を防止するため、巡視取締りを強化するとともに防護柵の設置等を行い、道路の効率的な管理に努めた。 | 円115,716,611（本課執行）7,406,400（予算執行機関執行）108,310,211令和２年度126,657,829令和元年度86,197,001 |  |

(6)　環境整備グループ

**ア．　道路美化運動**

　地域環境を含め、道路の環境保全を行うため、住民等の参加による道路美化運動の輪を広げていくことに努めている。また、府民と協働した道路美化を一層推進するため、地元自治会などが自主的に歩道清掃や緑化などのボランティア活動をするアドプト・ロード・プログラムを平成12年８月より開始。

①各種美化キャンペーン

　○　中環をきれいにする日（昭和60年度～）

　　例年、大阪中央環状線全線において、地域住民等とともに一斉清掃を実施しているが、令和３年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止。

　○　国道480号等リフレッシュ活動（平成14年度～）

　　例年、国道480号の山間部を通行規制し、地域住民とともに一斉清掃を実施しているが、令和３年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止。

　　②アドプト・ロード・プログラム

　　　 　令和３年度末現在の実施状況は、428箇所、約17,300人が登録。

　**イ．　ＰＰＰ（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）事業**

①メイクアップロードOSAKA協賛事業

　　　　　安全で円滑な道路交通環境づくりを推進するため、企業等からの協働事業等に対する協賛（企画、運営、物品等）制度を確立し推進した。

②歩道橋リフレッシュ事業

歩道橋の塗替え費用を協賛していただく企業に対して、屋内広告物条例の範囲内で歩道橋の側面に企業への道先案内を表示する協働事業で、平成17年度より実施。

（平成17～令和３年度：13箇所）

③光の回廊づくり「アドプト・ライト・プログラム」

道路照明灯１本当たり、２万円/年を協賛していただくほか、照明灯の球切れなどの日常点検に協力いただける企業の名称やロゴを照明灯に掲出するもので、令和３年度までに、のべ76企業・団体、184本で実施。

**ウ．　計画的な道路維持管理の推進**

　　　①　沿道環境改善事業

　　　騒音・大気汚染等の道路環境への影響に対応し、沿道環境の改善を着実に進める必要があるため、騒音の状況や舗装面の損傷度を勘案して、国庫補助の導入等により低騒音舗装を実施。

　　　②　道路維持・修繕事業

　　　社会資産としての道路の構造、機能を保全し、安全で安心な道路交通の確保や道路機能・美観の保持、沿道環境の保全を目的として、効率的で効果的な道路清掃の強化、堆積塵芥土砂の除去、交通安全施設（照明灯やガードレール、横断歩道橋）等の補修を実施。

③　舗装道補修事業

安全で安心な道路交通の確保や道路機能の保持を目的として、舗装面にひび割れや轍ぼれなどが発生している路面において、切削オーバーレイ等の舗装補修工事を実施。

　　　④　道路防災事業

　　 　○ 異常気象による道路法面崩壊や落石発生等の道路災害を未然に防止するため、道路防災点検における要対策箇所を中心に法枠工やロックネット工等の防災対策を実施。

○ 異常気象時通行規制区間等において、道路利用者の危険区域内への進入を防止することを目的に、無人で交通規制が可能な固定(空気)式規制設備の設置を実施。

　　　⑤　橋りょう補修事業

　　　災害発生時に救助･救急、医療、消火ならびに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するために定めた広域緊急交通路および交通遮断の影響が大きい箇所について橋りょうの耐震化をすすめている。また、橋梁の長寿命化を図るために計画的に補修、補強を実施。

**エ．事務執行概要**

①　歳　　　入

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 収　　入　　状　　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 道路事業負担金 | 大日共同溝等の維持管理に伴う関西電力㈱等からの負担金収入等 | 円175,149,355（予算執行機関収入）令和２年度145,086,029令和元年度274,450,955 |  |
| 道路事業寄附金 | 光の回廊づくり「アドプト・ライト・プログラム」道路照明灯の維持管理費への協賛等 | 円700,000（予算執行機関収入）令和２年度 700,000令和元年度1,960,000 |  |
| 道路事業不用物品売払代金 | 　道路の維持管理上で排出された鉄くず等をスクラップ処分することによる収入 | 円4,067,294（予算執行機関収入）令和２年度7,145,987令和元年度1,307,867 |  |
| 事　業　名 | 収　　入　　状　　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 道路事業受託金 | りんくう共同溝等の維持管理に伴う泉佐野市等からの受託金収入等 | 円45,179,645（予算執行機関収入）令和２年度35,111,638令和元年度24,745,115 |  |
| 道路事業雑入 | 広告事業及び歩道橋リフレッシュ事業等の収入及び工事施工不良に係る調査費用 | 円8,154,992（予算執行機関収入）令和２年度25,246,123令和元年度8,122,810 |  |

②　歳　　　出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 執　　行　　状　　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 道路維持修繕費<道路橋りょう費> | ・補助国道及び府道において路肩に堆積した土砂の除去、雑草刈取、モータースィーパーによる舗装面の土砂塵芥の除去等を実施・道路通行の安全確保を図るため、路面排水不良の箇所の側溝、集水桝の整備や、交通安全施設の維持補修を実施 | 円4,670,458,979（本課執行）127,874,164（部内他課執行）56,331,318（予算執行機関執行）4,485,253,497（他部局執行）1,000,000令和２年度4,434,950,854令和元年度4,559,798,128 |  |
| 舗装道補修費<道路橋りょう費> | 補助国道及び府道において舗装道の舗装補修工事を行うとともに、騒音対策として大阪中央環状線外の低騒音舗装を実施 | 円3,307,325,691（予算執行機関執行）令和２年度2,397,574,300令和元年度2,372,134,705 |  |
| 道路防災費<道路橋りょう費> | 道路災害発生の恐れある箇所について国道423号外の防災工事を実施 | 円1,809,554,2051,805,414,434(予算執行機関)3,978,471　(他部局執行)161,300　(部内他課執行)令和２年度1,475,254,570令和元年度2,001,354,202 |  |
| 事　業　名 | 執　　行　　状　　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 橋りょう補修費<道路橋りょう費> | 国庫補助を得て、茨木寝屋川線淀川新橋の耐震補強設計委託等を実施するとともに、府単独事業として、管内橋梁の劣化の著しい橋梁等について補修補強を実施 | 円4,690,564,208（予算執行機関執行） 令和２年度5,476,774,479令和元年度4,645,403,854 |  |
| 交通安全施設等整備費<道路橋りょう費> | 補助国道及び府道において、老朽化した道路照明柱の更新等を実施 | 円279,233,400（予算執行機関執行）令和2年度359,385,600令和元年度159,757,239 |  |

(7)　交通安全施設グループ

交通事故が多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する道路について、警察等関係機関との連携を図りながら、歩道等の整備やバリアフリー化、交差点改良、道路照明、道路標識等の交通安全施設を整備し、道路における交通環境の改善や交通事故の防止を図り、併せて交通の円滑化などの交通の安全を確保するための対策を推進した。

**ア．　通学路などの安全対策**

各市町村が策定する「通学路交通安全プログラム」に基づき、市町村や大阪府警察等の関係機関と連携を図り、通学路の合同点検や、対策が必要な箇所について交通安全施設を整備するなど、通学路などの安全対策を実施した。

**イ．　無電柱化の推進**

「大阪府無電柱化推進計画（平成30年3月）」に基づき、都市防災の向上、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の確保の観点から道路の地下空間を活用して電力線、通信線等をまとめて収容する電線共同溝の整備を、国道308号や大阪港八尾線などにおいて推進した。

また、大阪府無電柱化地方部会での研修やワンストップ相談窓口を活用し、市町村の無電柱化事業推進に伴う技術支援を強化した。

さらに、大阪府無電柱化促進会議を設置し、関係者と緊密に連携することで、電線共同溝設置完了後の抜柱促進を図った。

**ウ．　自転車通行環境の整備**

「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成28年4月）」を受け策定した「大阪府自転車通行空間10か年整備計画（案）（平成31年3月）」に基づき、自転車関連事故や自転車交通量の多い区間などを対象として、府道箕面池田線などにおいて、自転車通行空間の整備を実施した。

**エ．事務執行概要**

①　歳　　　入

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 収　　入　　状　　況 | 収　入　済　額 | 根拠法令 |
| 道路橋りょう費負担金 | ・主要地方道茨木摂津線他における、交通安全事業の実施にかかる吹田市他からの負担金収入・一般府道堺阪南線外における、電線共同溝事業の実施にかかる電気事業者等からの負担金収入 | 円103,911,200（予算執行機関収入）令和２年度214,409,552平成元年度30,164,452 |  |
| 【新規】道路橋りょう費受託金 | ・主要地方道茨木摂津線における交通安全事業にかかる八尾市からの受託金 | 円1,913,000（予算執行機関収入） |  |

②　歳　　　出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事　業　名 | 執　　行　　状　　況 | 執　行　済　額 | 根拠法令 |
| 交通安全施設等整備費<道路橋りょう費> | 道路交通の安全を図るため、通学路などの安全対策をはじめ、歩道等の整備やバリアフリー化、交差点改良、道路照明、道路標識等の交通安全施設を整備 | 円2,928,906,3842,916,001,503（予算執行機関執行）12,743,581(他部局執行)161,300(部内他課執行)令和２年度3,161,393,998令和元年度2,872,116,077 |  |
| 道路改良費<道路橋りょう費> | 社会資本整備総合交付金等により、大阪港八尾線外電線共同溝事業等を実施。 | 円940,529,716（予算執行機関執行）令和２年度493,343,436令和元年度734,280,899 |  |